

## 予防接種制度のあり方について（都道府県の立場から）

山口県健康福祉部長 今村孝子

### 【予防接種制度の目的の再確認】

#### （現行制度の課題）

・ 予防接種法の目的は「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防」とされている。

#### （今後の検討の論点）

・ 平成6年法改正の背景である、「国民全体の免疫水準を維持し、全国的又は広域的な疾病の発生を予防するという面とともに、個人の健康の保持増進を図る面を重視した制度とすることが必要」という平成5年の公衆衛生審議会答申も踏まえ、予防接種の目的を再確認したうえで、抜本的に制度の見直しを行うことが必要ではないか。

### 【対象疾病】

#### （現行制度の課題）

・ 原則として対象疾病は法律で定められており、新たな疾病に対するワクチンが開発されても、法令上の対象疾病とするには手続きが煩雑で、速やかな対応が困難である。

#### （今後の検討の論点）

・ 新たな疾病の発生やワクチンの開発に遅滞なく対応できるよう、専門的な組織の設置や法体系の整理が必要ではないか。

### 【実施主体・接種費用】

#### （現行制度の課題）

・ 定期接種は市町村が、現行の臨時接種は都道府県又は市町村が実施主体となっている。法改正により規定される予定の「新たな臨時接種」は市町村が実施主体となっている。

なお、定期接種は市町村の自治事務、臨時接種及び「新たな臨時接種」は法定受託事務とされている。

・ 定期接種の対象となっていない疾病・ワクチンの評価を行い、どのような位置付け

が可能かといった点について、更に議論を進めることとしているが、定期接種は、市町村の自治事務であり、対象予防接種が増えれば市町村の財政負担が増加する。

(現在の定期接種では、実費徴収の対象外とされる低所得者の実施費用分のみが、地方交付税措置されている。)

・緊急的に実施される臨時接種については、全国で統一的に実施されることが必要であるが、都道府県又は市町村の事務とされ、その費用の負担も求められている。

## (今後の検討の論点)

### 《定期接種》

・定期接種の対象となっていない疾病・ワクチン(Hib、肺炎球菌、HPV、水痘など)が現行予防接種法の定期接種の対象となった場合、自動的に市町村の財政需要が相当拡大する。したがって、まず、市町村の現行の財政需要を確認したうえで、拡大する財政需要を試算・確認し、その財源措置のあり方について検討する必要があるのではないか。

・Hib ワクチンなど任意で実施されている予防接種は、一部の市町村が費用の一部を公費助成するなど、取扱に差異があり、自治体の財政力格差が大きく反映している。本来、国民のいのち・健康を守るための予防接種はナショナルミニマムとして保障すべきであり、市町村に対する必要な財政措置を行ったうえで、定期接種に加えるべきではないか。

・定期接種に位置付けることで得られる効果は、個人の健康保持のみならず、医療費の抑制、安定的なワクチン生産体制の維持にもつながるのではないか。

### 《臨時接種》

・現行法における臨時接種は、地域的なまん延予防を想定しているが、交通網が飛躍的に発展した現在では、地域的な課題にとどまるケースは稀であり、むしろ国家的な危機管理の課題である。したがって、病原性が高いなど感染拡大により社会的影響が大きくかつ緊急性が高い疾病・ワクチンに関しては、全国一斉に統一的に実施すべきであり、①国が予防接種全体の方針を定め、予防接種についてノウハウのある全市町村が実施主体となり、全額国費により実施するスキームか、②国が実施主体となり、全額国費により実施し、全都道府県及び全市町村が協力するスキームのいずれかを用意し、これを原則として、従来の地域的なまん延防止のためのスキームはむしろ従たるものとして整理しておく必要があるのではないか。

### 《新たな臨時接種》

・「新たな臨時接種」についても、国家的危機管理として臨時的に実施されるものであり、全国統一的に実施されることが必要であるため、そのスキームについては、上記の臨時接種と同様の視点から検討する必要があるのではないか。

## 【公的関与等】

### （現行制度の課題）

・定期接種（1類疾病）及び臨時接種については、接種を受ける努力義務が課せられており、積極的な勧奨が行われる。定期接種（2類疾病）については、接種を受ける努力義務が課せられておらず、積極的な勧奨を行わない。

すなわち、定期接種（2類疾病）については、市町村が実施主体となっているが、住民に対して接種を勧めることができない。

「努力義務」については、義務ではあるものの、最終的には被接種者又は保護者の意思に委ねられており、接種の徹底が困難である。

・また、「新たな臨時接種」については、勧奨を行うこととされる予定であるが、接種を受ける努力義務が課せられなければ、接種は進まないと考えられる。

### （今後の検討の論点）

・接種対象者である国民の接種努力義務と接種主体である市町村等の積極的勧奨の両輪により予防接種は促進すべきものであり、接種対象者に接種を受ける「努力義務」を課さないが、行政は接種対象者に対して、予防接種の「勧奨」を行うという「新たな臨時接種」の制度設計については、再考が必要であるのではないかと。

・また、接種費用の公費負担は「勧奨」の重要な手段であるので、実費徴収は可能という仕組みは残すとしても、所得にかかわらず接種費用を全国的に無料（自己負担なし）とするワクチンを決定しておくなど、対象疾病の全国的な優先順位付けを行う必要もあるのではないかと。

・感染拡大防止を主目的とする重篤な疾病に関する予防接種には、接種の徹底が図られるような制度（例えば、教育分野との十分な議論、国民を巻き込んだ十分な議論をすることを前提としてではあるが、学校入学の制限等）を設ける必要があるのではないかと。その上で、完全には避けることができない健康被害の発生に対しては、類型による差を設けることなく、十分な措置が行えるよう、制度を充実すべきではないかと。

## 【その他】

### ① ワクチンの確保

#### （現行制度の課題）

- ・ワクチン製造・流通が市場に任されている。
- ・需要の増大等によりワクチン不足となることがある。

### (今後の検討の論点)

- ・細胞培養法等の新たな製造技術の推進に加えて、国がワクチンを買上げるなどの補償を行うなど、ワクチン製造に積極的に関与し、安定的な供給を図る必要があるのではないか。
- ・これまで日本国内で採用されてこなかった新たな製造方法について、国民から理解が得られるように、その安全性や有効性等についての情報提供、周知が必要であるのではないか。

## ② 実施方法

### (現行制度の課題)

- ・定期接種では、原則として個別接種で行うこととされている。
- ・臨時接種において、短期間で多数の者に接種を行うためには、集団接種が有効である。

### (今後の検討の論点)

- ・短期間に集中的に接種ができ、費用面からも削減効果が見込まれることから、臨時接種については、特例として集団接種を原則とする必要があるのではないか。
- ・なお、集団接種を実施する場合には、学校や公民館など医療機関以外の施設でも接種できるよう、関係法令の弾力的運用を認めるとともに、児童生徒への集団接種や教育施設の利用が円滑に実施できるよう、文部科学省との間で十分な調整を行い、制度構築を行う必要があるのではないか。

## ③ 混合ワクチン開発の推進

### (現行制度の課題)

- ・DPT、MRなどの混合ワクチンがあるものの、単独のワクチンも存在する。接種するワクチン種が多いことで、被接種者やその保護者、実施主体である市町村の負担になっている。

### (今後の検討の論点)

- ・今後、対象疾病の追加を行う場合は、積極的に混合ワクチンを導入して、被接種者等の負担を軽減する必要があるのではないか。